

廃棄物処分業務仕様書

愛媛県本町ビルの廃棄物処理は、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1 収集運搬・処分方法

一般廃棄物：可燃ゴミは松山市のクリーンセンターに持ち込み処分するものとする。

リサイクル可能な紙ゴミは、松山市内の故紙問屋に持ち込み処分するものとする。

産業廃棄物：契約書に記載する処分の場所・方法により、産業廃棄物を運搬し処分するものとし、可能な限りリサイクルするものとする。

2 廃棄物処理量

おおむね、1週平均 73 キログラムとする。

（ 一般廃棄物：1週平均 68 キログラム
産業廃棄物：1週平均 5 キログラム ）

※産業廃棄物： 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

3 収集運搬日時

廃棄物の収集・運搬は、愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に定める休日を除き、一般廃棄物及び産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」)毎週各1回以上とし、その搬出日時は、甲の指示によるものとする。

4 従事者の配置

廃棄物処理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、業務を効率的に行うために適正な人員を配置すること。

5 その他

委託業務実施中において、廃棄物の飛散防止に努めるものとし、廃棄物の集積場所周辺の清潔保持に努めなければならない。